

平成二十八年經濟産業省令第二十三号

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十八条第一項の規定並びに同法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第十九条第三項及び第六項の規定に基づき、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 認可料金の算定

第一節 原価等の算定（第二条―第五条）

第二節 料金の算定

第一款 みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の特定小売供給約款に係る料金の算定（第六条―第十九条）

第二款 沖縄電力株式会社の特定小売供給約款に係る料金の算定（第二十―第三十三条）

第三章 届出料金の算定

第一節 みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の特定小売供給約款に係る届出料金の算定（第三十四―第三十六条）

第二節 沖縄電力株式会社の特定小売供給約款に係る届出料金の算定（第三十七―第三十九条）

第四章 燃料費調整制度（第四十条・第四十一条）

附則

第一章 総則

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「施行規則」という。）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下「会計規則」という。）及び電源線に係る費用に関する省令（平成十六年經濟産業省令第九十九号。以下「電源線省令」という。）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「低圧需要」とは、原則として、单相又は三相により標準電圧百ボルト又は二百ボルトで電気の供給を受ける需要をいう。

二 「高圧需要」とは、原則として、三相により標準電圧六千ボルトで電気の供給を受ける需要をいう。

三 「特別高圧需要」とは、三相により標準電圧が七千ボルトを超えるもので電気の供給を受ける需要をいう。

第二章 認可料金の算定

第一節 原価等の算定

（認可料金の原価等の算定）

第二条 改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定しようとするみなし小売電気事業者（以下「事業者」という。）は、四月一日又は十月一日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、当該原価算定期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定しなければならぬ。

2 四月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあっては、前項で定める原価等は、事業年度ごとに次条の規定により算定される営業費及び第四条の規定により算定される事業報酬の合計額から第五条の規定により算定される控除収益の額を控除して得た額（以下「期間原価等」という。）を合計した額とする。

3 十月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあっては、第一項で定める原価等は、原価算定期間の開始の日から六月の期間及び終了の日まで六月の期間を含む事業年度の期間原価等をそれぞれ当該期間に配分した額並びに原価算定期間の開始の日を含む事業年度の翌事業年度から当該期間の終了の日を含む事業年度の前事業年度までの事業年度ごとの期間原価等を合計した額とする。

（営業費の算定）

第三条 事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等拠出金費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、廃炉拠出金費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含む、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八十号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第十六条の規定により一般送配電事業者及び配電事業者が認定事業者（再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。）より調達する電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第十七条各号に掲げる方法により供給する電気に係るものを除く。以下この条、第六条、第八条及び第二十条において同じ。）、非化石証書購入費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、原子力廃止関連返勘定償却費、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等（以下「営業費項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一表及び様式第二第一表により営業費総括表及び営業費明細表を作成しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一 役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給 実績値及び法第二十九条の規定による届出をした供給計画（以下単に「供給計画」という。）等を基に算定した額

二 燃料費 火力燃料費（汽力燃料費及び内燃力燃料費をいう。）、核燃料費及び新エネルギー等燃料費の合計額であつて、供給計画等を基に算定した数量に時価等を基に算定した単価を乗じて得た額

三 使用済燃料再処理等拠出金費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産除却費、廃炉拠出金費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、原子力廃止関連返勘定償却費、開発費、開発費償却 電力費振替勘定（貸方）、株式交付費及び社債発行費 実績値及び供給計画等を基に算定した額

四 修繕費 普通修繕費及び取替修繕費の合計額であつて、実績値及び供給計画等を基に算定した額

五 水利使用料 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）に定めるところにより算定した流水占用料等の額

六 減価償却費 供給計画等を基に、電気事業固定資産（共用固定資産（附帯事業に係るものに限る。第四条において同じ。）、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金（貸方）を除く。）、帳簿価額及び帳簿原価に對し、それぞれ定率法及び定額法（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）に定める耐用年数及び残存価額を用い

るものとする。以下この号において同じ。）により算定した額（取替資産の減価償却費については、その取替資産の帳簿原価の百分の五十に達するまで、定率法及び定額法により算定した額）

七 固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）その他の税に関する法律に定めるところにより算定した額

八 他社購入電源費及び非化石証書購入費 供給計画等を基に算定した額

九 建設分担関連費振替額（貸方）及び附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方） 実績値及び供給計画等を基に算定した額

十 株式交付費償却及び社債発行費償却 交付費及び発行費を三年間均等償却するものとして算定した額

十一 法人税等 発行済株式（自己株式を除く。）の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）に定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法、地方税法及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）により算定した額

（事業報酬の算定）

第四条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定し、様式第一第二表又は第三表並びに様式第二第二表から第四表までにより事業報酬総括表、事業報酬明細表及び一般送配電事業等に係る事業報酬明細表を作成しなければならない。

2 電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等（一般送配電事業及び発電事業（その一般送配電事業（最終保障供給を行う事業を除く。）の用に供するための電気を発電し、又は放電するものに限る。）をいう。以下同じ。）に係る電気事業報酬の額を減じて得た額とする。

一 特定固定資産、建設中の資産、使用済燃料再処理関連加工仮勘定、核燃料資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産（以下「レートベース」という。）の額の合計額に、第五項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額

二 レートベースであつて一般送配電事業等に係るものの額の合計額に第六項の規定により算定される一般送配電事業の報酬率を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の全部若しくは一部の譲渡があり、又は事業者について分割（小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があつた場合における電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額（事業者の営む一般送配電事業の全部の譲渡し又は事業者についての分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限る。）がないときは前項第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額）を減じて得た額に、第三号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 事業者及び特別関係事業者（事業の譲渡し又は分割により事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した者（当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。）及び当該者又は事業者を子会社とする会社であつて、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まない者をいう。以下同じ。）のレートベースの額の合計額に、第五項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額

二 改正法附則第九条第一項又は法第十八条第一項若しくは第五項による事業者又は特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）の直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定省令」という。）第九条第二項又は電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十七号。以下「旧託送料金算定規則」という。）第五条第二項の規定により算定された電気事業報酬の額

三 事業者及び特別関係事業者（発電事業者であるものに限る。）のレートベースの額の合計額のうち、事業者のレートベースの額の合計額の占める割合

四 次の各号に掲げるレートベースの額は、別表第一第二表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一 特定固定資産 電気事業固定資産（共用固定資産、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金（貸方）を除く。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

二 建設中の資産 建設仮勘定の事業年度における平均帳簿価額（資産除去債務相当資産を除く。）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に百分の五十を乗じて得た額

三 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 使用済燃料再処理関連加工仮勘定の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

四 核燃料資産 核燃料の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

五 特定投資 長期投資（エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を目的とした投資であつて、電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに係るものに限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

六 運転資本 営業資本の額（前条第一項に掲げる営業費項目の額の合計額から、退職給与金のうちの引当金純増額、燃料費のうちの核燃料費（核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方）に限る。）に諸費（排出クレジットの自社使用に係る償却額に限る。）、貸倒損のうちの引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費（リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却費のうちの除却損、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却及び法人税等並びに次条に掲げる控除収益項目の額の合計額を控除して得た額に、十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）及び貯蔵品（火力燃料貯蔵品、新エネルギー等貯蔵品その他貯蔵品の年間払出額に、原則として十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

利子負債額の実績額に係る利子率の実績率から当該期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率を控除して得た率を加重平均して算定した率を加えて得た率

（控除収益の算定）

第五条 事業者は、控除収益として、他社販売電源料（再生可能エネルギー電気特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気の料金を除く。第六条 第八条及び第二十条において同じ）、託送収益（接続供給託送収益を除く。以下同じ）、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第四表及び様式第二第五表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。

2 控除収益項目の額は、別表第一第一表により分類し、実績値及び供給計画等を基に算定した額とする。

第二節 料金の算定

第一款 みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の特定小売供給約款に係る料金の算定

（原価等の整理）

第六条 事業者（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）を除く。以下この款において同じ。）は、第三条第一項に規定する営業費項目、第四条第一項に規定する電気事業報酬及び前条第一項に規定する控除収益項目（以下「期間原価等項目」という。）のうち、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等拠出金費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、廃炉拠出金費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に、発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理しなければならない。

一 水力発電費
二 火力発電費（火力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）
三 原子力発電費
四 新エネルギー等発電等費

五 販売費
六 一般管理費等（一般管理費、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬をいう。以下同じ。）

2 事業者は、前項の規定により同項第六号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、同項第一号から第五号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。

3 事業者は、第一次整理原価として、第一項の規定により同項第一号から第五号までに掲げる部門に整理された基礎原価等項目及び前項又は第五項の規定により第一項第一号から第五号までに掲げる部門に整理された、同項第六号に整理された基礎原価等項目を合計することにより、様式第三により部門整理表を作成しなければならない。

4 事業者は、前項の規定により各部門に整理された第一次整理原価について、販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、給電設備に係る第一次整理原価（以下「給電費」という。）、調定及び集金に係る第一次整理原価（以下「需要家費」という。）並びにその他販売費（以下「一般販売費」という。）に配分することにより整理し、様式第四により販売費整理表を作成しなければならない。

5 第二項及び前項の規定において、事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である場合であつて、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、第二項及び前項の基準によらないことができる。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

6 事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売電源項目（他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。第八条において同じ。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。第八条において同じ。）をいう。以下この款において同じ。）として、第三条又は前条の規定により算定された額を、発生の主な原因及び発電原動力の種類を勘案して、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に配分することにより整理し、第二次整理原価として、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に整理される額に、それぞれ、第三項の規定により水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及びに整理された第一次整理原価を加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、総水力発電費、総火力発電費、総新エネルギー等発電等費及び総原子力発電費に整理しなければならない。

第七条 事業者は、送配電非関連費として、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、前条第六項の規定により総水力発電費、総火力発電費、総新エネルギー等発電等費及び総原子力発電費に整理された第二次整理原価、同条第四項の規定により給電費、需要家費及び一般販売費に整理された第一次整理原価を整理しなければならない。

第八条 事業者は、前条の規定により整理された送配電非関連費（需要家費及び一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費（以下「送配電非関連固定費」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費（以下「送配電非関連可変費」という。）に配分することにより整理し、様式第五により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。ただし、火力発電費であつて、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙処理施設に係る送配電非関連費（以下「環境対策費」という。）については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

一 役員給与、退職給与金、厚生費、水利使用料、補償費、賃借料、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、研究費、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、廃炉拠出金費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬にあつては、送配電非関連固定費

二 給料手当、給料手当振替額（貸方）、雑給、消耗品費、修繕費、委託費、養成費、諸費、他社購入電源費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）及び他社販売電源料にあつては、送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費

三 燃料費、使用済燃料再処理等拠出金費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第十七号）以下「特定放射性廃棄物法」という。）第十一条第一項及び第二項の規定による拠出金（特定放射性廃棄物法第二条第八項第二号に掲げるものに係るものを除く。）に限る。）及び非化石証書購入費にあつては、送配電非関連可変費

2 事業者は、前項第二号に掲げる基準について、当該事業者の実情に応じた基準を定め、当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

3 第一項の規定において、事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である場合であつて、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、第一項第一号及び第三号の基準によらないことができる。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

（需要等の算定）

第九条 事業者は、送配電非関連需要（当該事業者が小売供給を行う場合の需要をいう。以下この款において同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。以下この款において同じ。）及び特定需要ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

一 最重負荷日の最大需要電力の平均値（以下「最大電力」という。）
二 四月一日から九月末日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値（以下「夏期尖頭時責任電力」という。）
三 十月一日から翌年三月末日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値（以下「冬期尖頭時責任電力」という。）

四 その電気を供給する事業の用に供するために事業者が発電し、又は放電する電気の量及び他の者から受電する電気の量を合計して得た値から当該事業者がその小売電気事業等（小売電気事業及び発電事業（その小売電気事業の用に供するための電気を発電し、又は放電するものに限る。）をいう。以下同じ。）を行うために使用する電気の量を控除して得た値の平均値（以下「発受電等量」という。）

五 月ごとの契約口数を合計して得た値（以下「口数」という。）
六 第四項及び第六項の規定において、事業者の実情に応じた値により算定することが適当である場合であつて、当該事業者が当該値を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、前項各号の値によらないことができる。この場合においては、経済産業大臣は、当該値を公表しなければならない。

七 事業者は、第一項又は前項の規定により算定された値を基に、様式第六により送配電非関連需要明細表を作成しなければならない。

八 事業者は、送配電非関連需要について、第一項又は第二項の規定により算定された値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。
一 非特定需要及び特定需要の最大電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの最大電力の占める割合

二 非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合
三 非特定需要及び特定需要の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

四 非特定需要及び特定需要の発受電等量を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの発受電等量の占める割合

五 事業者は、送配電非関連需要について、前項各号の規定により算定された割合を基に、非特定需要及び特定需要ごとに、同項第一号の割合に二を、同項第二号の割合に〇・五を、同項第三号の割合に〇・五を、同項第四号の割合に一を乗じて得た値の合計の値を、四で除して得た値を算定しなければならない。

六 事業者は、送配電非関連需要について、第一項第五号又は第二項の規定により算定された値を基に、非特定需要及び特定需要の口数を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合を算定しなければならない。

（需要種別への配分等）
第十条 事業者は、第七条の規定により整理された需要家費の合計額、第八条第一項又は第三項の規定により整理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理しなければならない。

七 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

第八條第一項又は第三項の規定により整理された総水力発電費、前条第五項の規定に固有な総火力発電費、総新エネルギー等発電等費、総原子力発電費及び給電より算定された値		定費
費ごとの送配電非関連固定費のそれぞれに占める割合		
二 第八條第一項又は第三項の規定により整理された総水力発電費、前条第四項第四号の固有な総火力発電費、総新エネルギー等発電等費、総原子力発電費及び給電より算定された変費	費ごとの送配電非関連可変費のそれぞれに占める割合	
三 第七條の規定により整理された需要家費の合計額	前条第六項の規定に固有な需要より算定された割合	要家費

第十一条 事業者は、送配電非関連費として、期間原価等項目のうちの原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を整理しなければならない。	
二 事業者は、前項の規定により整理された送配電非関連費を、送配電非関連固定費に整理しなければならない。	
三 事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連固定費の額を、第九條第五項の規定により算定された値により配分し、追加固定費に整理しなければならない。	

第十二條 事業者は、送配電非関連固定費、送配電非関連可変費及び需要家費として、第六條第四項又は同条第五項の規定により整理された一般販売費を、第十条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額のこれらの合計額の合計額に占める割合により、配分することにより整理しなければならない。	
二 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により配分し、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。	

一 前項の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額に追加固定費	第十条の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの追加固定費
二 前項の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額に追加可変費	第十条の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの追加可変費
三 前項の規定により整理された需要家費の額	占める割合

第十三條 事業者は、期間原価等項目のうち、第五条の規定により電気事業雑収益及び預金利息（以下「第一次追加項目」という。）として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。	
一 第十条から第十二条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額から第十三条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額に占める割合	送配電非関連固定費
二 第十条から第十二条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額から第十三条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額に占める割合	送配電非関連可変費
三 第十条から第十二条までの規定により整理された送配電非関連固定費、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額に占める割合	送配電非関連可変費

三 第十条から第十二条までの規定により整理された需要家費の合計額から第十二条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額に占める割合	送配電非関連可変費
--	-----------

七 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 前項第一号の規定により整理された非特定需要追加固定費の合計額	第十條から第十二條までの規定により整理された非特定需要追加固定費の合計額に占める割合
二 前項第二号の規定により整理された非特定需要追加可変費の合計額	第十條から第十二條までの規定により整理された非特定需要追加可変費の合計額に占める割合
三 前項第三号の規定により整理された非特定需要追加固定費の合計額	第十條から第十二條までの規定により整理された非特定需要追加固定費の合計額に占める割合

第十四条 事業者は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）（以下「第二次追加項目」という。）として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

- 一 第十條から前条までの規定により整理された送配電非開連固定費の合計額の第十條から前条までの規定により整理された送配電非開連固定費の合計額、送配電非開連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合
- 二 第十條から前条までの規定により整理された送配電非開連可変費の合計額の第十條から前条までの規定により整理された送配電非開連固定費の合計額、送配電非開連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合
- 三 第十條から前条までの規定により整理された需要家費の合計額の第十條から前条までの規定により整理された送配電非開連固定費の合計額、送配電非開連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合

2 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非開連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 前項第一号の規定により整理された非特定需要及び追加固定費の合計額	第十條から前条までの規定により整理された非特定需要及び追加固定費の合計額に占める割合
二 前項第二号の規定により整理された非特定需要及び追加可変費の合計額	第十條から前条までの規定により整理された非特定需要及び追加可変費の合計額に占める割合
三 前項第三号の規定により整理された非特定需要及び追加固定費の合計額	第十條から前条までの規定により整理された非特定需要及び追加固定費の合計額に占める割合

第十五条 事業者は、送配電非開連費のうちの総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費として、第十一條から前条までの規定により整理された送配電非開連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加需要家費の合計額を、非特定需要及び特定需要ごとに整理しなければならない。

第十六条 事業者は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、特定需要について、様式第七により送配電非開連費及び送配電開連費等計算表を作成しなければならない。

- 一 第十條の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費並びに前条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費、送配電非開連費
- 二 特定需要に應ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために当該事業者が使用する電気（特定需要に應ずるものに限る。）に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。以下同じ。）として、一般送配電事業者が法第十八條第一項の認可の申請をした託送供給等約款又は一般送配電事業者が同項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九條第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額、送配電開連費

- 三 特定需要に應ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額として、配電事業者が法第二十七條の十二の十一第一項の規定による届出をした託送供給等約款（同項の規定による変更の届出があったときは、当該届出がされたもの）に基づき算定した額、配電開連費
- 第十七条** 事業者は、総固定費、総可変費、総需要家費及び総送配電開連費として、第十條の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費に、第十五條の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費をそれぞれ加えて得た額、前条第二号の規定により整理された送配電開連費並びに前条第三号の規定により整理された配電開連費を整理しなければならない。

2 事業者の指定旧供給区域が複数の供給区域に分かれている場合、送配電開連費及び配電開連費の整理にあたっては、当該複数の供給区域ごとに整理しなければならない。

（供給区域別料金の決定等）

第十八条 料金は、特定需要の前条の規定により整理された総固定費、総可変費、総需要家費及び総送配電開連費の合計額（以下「特定需要原価等」という。）と原価算定期間における特定需要の料金収入が一致するように設定されなければならない。

- 2 事業者は、特定需要原価等を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。なお、法第十七条の二第二項に規定する経済産業省令で定める期間（以下「算定期間」という。）内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあつては、第十六條第二号の規定により算定された送配電開連費及び同条第三号の規定により算定された配電開連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

- 3 事業者の指定旧供給区域が複数の供給区域に分かれている場合にあつては、当該複数の供給区域ごとの送配電開連費及び配電開連費の差異を勘案して供給区域ごとに料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあつては、特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）の供給区域と同額の料金を設定することができる。

4 事業者は、第二項で定めた基準（ただし書きに規定する合理的な理由がある場合にあつては、当該理由を含む。以下この項において同じ。）を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

- 5 事業者は、第二項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合は、この限りでない。

6 事業者は、原価算定期間における特定需要の料金収入を、第二項及び前項の規定により設定する料金並びに供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

7 事業者は、第一項に規定する特定需要原価等と前項により算定した原価算定期間における特定需要の料金収入を整理し、様式第八第一表により特定需要原価等と料金収入の比較表を作成しなければならない。

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第十九条 事業者は、改正法附則第十八條第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（第三十五條の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十六條第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一條の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第十九條第四項又は改正法附則第十八條第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、当該変更後の特定小売供給約款を届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金）を算定した際に第二條第一項の規定により定められた原価算定期間に次に掲げる

変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）は、第二条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一 燃料費の変動額（社会的経済的事情の変動による改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更起因する変動額（以下「外生的燃料費等変動相当額」という。）に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）

二 使用済燃料再処理等拠出金費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）

三 特定放射性廃棄物処分費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）

四 他社購入電源費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）

五 他社販売電源料の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）

六 事業税の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）

2 事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一 事業者は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号及びこの号の規定により算定された額（第三十五条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、第三十五条第二項第一号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額（同条第一項第一号に規定する石油石炭税変動相当額をいう。以下この項及び第三十三条第二項において同じ。）を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

二 事業者は、使用済燃料再処理等拠出金費の変動額及び特定放射性廃棄物処分費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第三号及びこの号の規定により算定された額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

三 事業者は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号及びこの号の規定により算定された額（第三十五条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、第三十五条第二項第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

四 事業者は、他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条第二項及びこの号の規定により算定された額（第三十五条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、第三十五条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五 事業者は、事業税の変動額として、前各号に掲げる方法により整理した変動額の合計額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

3 事業者は、前項の規定により算定された特別変動額を送配電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第十により、特別送配電非関連費用細表を作成しなければならない。

4 事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。

5 事業者は、送配電非関連費用について、前項の規定により整理された特別変動可変費を基に、特定需要について、様式第十一により特別送配電非関連費計算表を作成し、様式第十二により特別原価等集計表を作成しなければならない。

6 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特別変動可変費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第二十条第五項（三十七条の二の規定により準用する場合を含む。第三十七條第六項において同じ。）又は同項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別変動可変費、第三十六条第四項の規定により整理された特殊変動費又は第三十五条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8 事業者は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

9 事業者は、第七項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合は、この限りでない。

10 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第三十六条第十項又は同項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により算定した料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11 事業者は、第六項に規定する特別変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第三十六条第十一項又は同項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第十三第一表により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第二款 沖縄電力株式会社の特小売供給約款に係る料金の算定（原価等の整理）

第二十条 沖縄電力は、期間原価等項目のうち、基礎原価等項目として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に、発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理しなければならない。ただし、一の発電所又は蓄電所内に存する発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る基礎原価等項目については、当該発電所又は当該蓄電所ごとの当該発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電等費、送電費、変電費及び配電費に配分することにより整理しなければならない。

- 一 水力発電費（水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）
 - 二 火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいい、火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）
 - 三 原子力発電費（原子力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）
 - 四 新エネルギー等発電等費（新エネルギー等発電所又は蓄電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）
 - 五 送電費（発電所又は蓄電所内に存する送電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。）
 - 六 变电費（発電所又は蓄電所内に存する变电設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。）
 - 七 配電費（発電所又は蓄電所内に存する配電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。）
 - 八 販売費
 - 九 一般管理費等

沖縄電力は、前項の規定により同項第九号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、同項第一号から第八号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。

沖縄電力は、第一次整理原価として、第二項の規定により同項第一号から第八号までに掲げる部門に整理された基礎原価等項目及び前項又は第五項の規定により第一項第一号から第八号までに掲げる部門に整理された、同項第九号に整理された基礎原価等項目を合計することにより、様式第三により部門整理表を作成しなければならない。

沖縄電力は、前項の規定により各部門に整理された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法により整理し、様式第四の二により販売費整理表を作成しなければならない。

 - 一 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電等費（以下「水力・火力・新エネルギー等発電等費」という。）の部門の第一次整理原価を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第二第三表及び第四表に掲げる基準により、離島等供給に係る第一次整理原価（以下「離島等供給費」という。）及び離島等供給費以外の第一次整理原価（以下「非離島等供給費」という。）に整理し、非離島供給費に整理された水力・火力・新エネルギー等発電等費の部門の第一次整理原価を、発生の主な原因に応じて、電気の周波数の値の維持、接続供給及び電力量調整供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整並びに揚水式発電設備における揚水運転及び蓄電設備の運用（当該設備の建設及び維持管理に要する一切の費用を含む）、電気の電圧の値の維持並びにその発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備の維持（以下「電気の周波数の値の維持等」という。）であつて離島以外の指定旧供給区域に係るものに係る第一次整理原価（以下「アンシラリーサービス費」という。）及びアンシラリーサービス費以外の第一次整理原価（以下「非アンシラリーサービス費」という。）に配分することにより整理しなければならない。
 - 二 販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表、第二表及び第四表に掲げる基準により、離島等供給費及び非離島等供給費に整理し、離島等供給費及び非離島等供給費に整理された販売費の部門の第一次整理原価を、給電費、需要家費及び一般販売費に配分することにより整理しなければならない。
 - 三 前号の規定により非離島等供給費のうちの給電費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク給電費」という。）とネットワーク給電費以外の第一次整理原価（以下「非ネットワーク給電費」という。）に配分することにより整理しなければならない。
 - 四 第二号の規定により非離島等供給費のうちの需要家費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク需要家費」という。）に配分することにより整理しなければならない。
 - 五 第二号の規定により非離島等供給費のうちの一般販売費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク一般販売費」という。）とネットワーク一般販売費以外の第一次整理原価（以下「非ネットワーク一般販売費」という。）に配分することにより整理しなければならない。
 - 六 第二項及び前項の規定において、沖縄電力の実情に応じた基準により算定することが適当である場合であつて、沖縄電力が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、第二項及び前項の基準によらないことができる。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

沖縄電力は、期間原価等項目のうちその他購入電源費、非化石証書購入費及び他社販売電源料（以下この款において「購入販売電源項目」という。）として第三条又は第五条の規定により算定された額を、発生の主な原因及び発電原動力の種類を勘案して、水力発電費のうちの離島供給費、火力発電費のうちの離島供給費、新エネルギー等発電等費のうちの離島供給費、アンシラリーサービス費、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電等費のうちの非アンシラリーサービス費及び原子力発電費に配分することにより整理し、第二次整理原価として、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電等費のうちの非アンシラリーサービス費及び原子力発電費に整理される額に、それぞれ、第四項第一号又は前項の規定により水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費及び新エネルギー等発電等費のうちの非アンシラリーサービス費に整理された第一次整理原価並びに第三項の規定により原子力発電費に整理された第一次整理原価を加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごと（水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費及び新エネルギー等発電等費のうちの総非アンシラリーサービス費については、非アンシラリーサービス費及び購入販売電源項目ごと）に、水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電等費のうちの総非アンシラリーサービス費及び総原子力発電費に整理しなければならない。

第二十一条 沖縄電力は、送配電非関連費として、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、前条第六項の規定により水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電等費のうちの総非アンシラリーサービス費及び総原子力発電費に整理された第二次整理原価、同条第四項第三号の規定により非ネットワーク給電費に整理された第一次整理原価、同項第四号の規定により非ネットワーク一般販売費として整理された第一次整理原価並びに同項第五号の規定により非ネットワーク一般販売費として整理された第一次整理原価を整理しなければならない。ただし、水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費及び新エネルギー等発電等費のうちの総非アンシラリーサービス費に整理された第二次整理原価については、非アンシラリーサービス費及び購入販売電源項目ごとに整理しなければならない。

第二十二条 沖縄電力は、前条の規定により整理された送配電非関連費（非ネットワーク需要家費及び非ネットワーク一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、非アンシラリーサービス費、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、送配電非関連固定費及び送配電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第五の二により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。ただし、環境対策費については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

一 第八条第一項第一号に掲げる基礎原価等項目にあつては、送配電非関連固定費

2 沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。	一 第二十二条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの前条第五項の固有固定費 ちの総非アンシラリースービス費、火力発電費のうちの前条第五項の固有固定費 サービス費、新エネルギー等発電等費のうちの前条第五項の固有固定費 費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連固定費 のそれぞれの合計額	二 第二十二条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの前条第四項の固有可変費 ちの総非アンシラリースービス費、火力発電費のうちの前条第四項の固有可変費 サービス費、新エネルギー等発電等費のうちの前条第四項の固有可変費 費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連可変費 のそれぞれの合計額	三 第二十一条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額 前条第六項の固有非ネットワーク費用	需要家費
---	---	---	---	-------------

第二十五条 沖縄電力は、送配電非関連固定費、送配電非関連可変費及び非ネットワーク需要家費として、第二十条第四項第五号又は同条第五項の規定により整理された非ネットワーク一般販売費を、前条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額、及び非ネットワーク需要家費の合計額のこれらの合計額に占める割合により、配分することにより整理しなければならない。

2 沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別ごとに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 前項の規定により整理された前条の規定により整理された三需要種別ごとの送配電非追加固定送配電非関連固定費の合計額関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める費

二	前項の規定により整理された前条の規定により整理された三需要種別の送配電非関連追加可変	割合
---	--	----

	送配電非開連可変費の合計額	送配電非開連可変費の合計額に占める割合
前項の規定により整理された需要別の非ネットフリー自加非ネ	送配電非開連可変費の合計額	送配電非開連可変費の合計額に占める割合

三、前記の非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合

	なる害を	費	常男家
--	------	---	-----

第二十六条 沖縄電力は、原価算定期間における接続検計料（期間原価等項目のうち電気事業収益として前節の規定により算定された額のうち、系統接続に係る検計に際し発生する検計料をい

う。）に相当する額（以下「接続検討料相当額」という。）を算定し、送配電非関連固定費に加える額として整理しなければならない。

第二十七条 沖縄電力は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により第一次追加項目として算定された額を、第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第

二十条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、原子力廃止関連連反勘定償却費、電源開発促進税、託送収益、事業者間清算収益として第三条又は第五条の規定に

より算定された額並びに総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額の合計額に占める割合により、送配電非課税費に記分することにより整理しなればならない。

2 沖縄電力は、前項の規定により送配電非関連費に整理された第一次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

3 沖縄電力は、第二項で定めた基準（前項ただし書きに規定する合理的な理由がある場合にあっては、当該理由を含む。以下この項において同じ。）を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならぬ。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

5 沖縄電力は、第二項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合は、この限りでない。

6 沖縄電力は、原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入を、第二項及び前項の規定により設定する料金並びに供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

7 沖縄電力は、第一項に規定する需要種別原価等と前項により算定した原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入を整理し、様式第八第二表により需要種別原価等と料金収入の比較表を作成しなければならない。

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第三十三条 沖縄電力は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（第三十八条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、当該変更後の特定小売供給約款を届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金）を算定した際に第二條第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三條第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）は、第二條から第五條まで及び第二十条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

- 一 燃料費の変動額
- 二 使用済燃料再処理等拠出金費の変動額
- 三 特定放射性廃棄物処分費の変動額
- 四 他社購入電源費の変動額
- 五 他社販売電源料の変動額
- 六 事業税の変動額

2 沖縄電力は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一 沖縄電力は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三條第二項第二号及びこの号の規定により算定された額（第三十八条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、第三十八条第二項第一号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

二 沖縄電力は、使用済燃料再処理等拠出金費の変動額及び特定放射性廃棄物処分費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三條第二項第三号及びこの号の規定により算定された額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

三 沖縄電力は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三條第二項第八号及びこの号の規定により算定された額（第三十八条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十

九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、第三十八条第二項第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

四 沖縄電力は、他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五條第二項及びこの号の規定により算定された額（第三十八条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、第三十八条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五 沖縄電力は、事業税の変動額として、前各号に掲げる方法により整理した変動額の合計額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

3 沖縄電力は、前項の規定により算定された特別変動額を送配電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第十により、特別送配電非関連費明細表を作成しなければならない。

4 沖縄電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十三条第四項第四号の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。

5 沖縄電力は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特別変動可変費を基に、二需要種別ごとについて、様式第十一により特別送配電非関連費計算表を作成し、様式第十二の二により特別原価等集計表を作成しなければならない。

6 料金は、二需要種別ごとの前項の規定により整理された特別変動可変費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二條第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の需要種別原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8 沖縄電力は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

9 沖縄電力は、第七項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合は、この限りでない。

10 沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二條第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11 沖縄電力は、第六項に規定する特別変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二條第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入

変動分を整理し、様式第十三第二表により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成し
なければならない。

第三章 届出料金の算定

第一節 みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の特定小売供給約款に係る届出料金の算定（届出料金に関する準用）

第三十四条 第二項及び第二項並びに第三条から第十八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとする事業者（沖縄電力を除く。次項において同じ。）が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項第一項	原価等	届出原価等
第二項第二項	四月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあっては、前項で定める届出前項で定める原価等は、事業年度ごとに額（以下「期間原価等」という。）	前項で定める届出原価等は、
第三項第一項	様式第一第一表及び様式第二第一表	様式第一第一表
第三項第二項	営業費総括表及び営業費明細表	営業費総括表
第四項第一項	別表第一第一表により分類し、それぞれ	それぞれ
第四項第二項	第三表並びに様式第二第二表から第四表まで	第三表
第四項第三項	事業報酬総括表、事業報酬明細表及び一般送配電事業等に係る事業報酬明細表	事業報酬総括表
第四項第四項	別表第一第一表により分類し、第一号	第一号
第五項第一項	別表第一第二表により分類し、それぞれ	それぞれ
第五項第二項	様式第一第四表及び様式第二第五表	様式第一第四表
第五項第三項	控除収益総括表及び控除収益明細表	控除収益総括表
第五項第四項	別表第一第一表により分類し、実績値	実績値

2 旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を期間原価等項目のうちの一部の期間原価等項目の変動額を基に変更しようとする事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

3 第二項第一項及び第二項並びに第三条から第十八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項第一項	必要である	変動する
第二項第二項	原価等	届出原価等
第二項第三項	四月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあっては、前項で定める原価等	前項で定める届出原価等
第二項第四項	等	等
第二項第五項	事業年度ごとに次条	次条
第二項第六項	額（以下「期間原価等」という。）	額

第三項第一項及び第二項、第四項第四項第五号並びに第六条第一項	営業費項目	変分営業費項目
第三項第二項	法人税等	法人税等のうち額が変動するもの
第三項第三項	様式第一第一表及び様式第二第一表	様式第一第一表
第三項第四項	営業費総括表及び営業費明細表	営業費総括表
第三項第五項	別表第一第一表により分類し、それぞれ	それぞれ
第三項第六項	算定した額	算定した変動額
第三項第七項	得た額	得た変動額
第三項第八項	変動額	変動額
第三項第九項	第三表並びに様式第二第二表から第四表まで	第三表
第三項第十項	事業報酬総括表、事業報酬明細表及び一般送配電事業等に係る事業報酬明細表	事業報酬総括表
第三項第十一項	別表第一第一表により分類し、第一号	第一号
第四項第一項	繰延償却資産	繰延償却資産のうち額が変動するもの
第四項第二項	別表第一第二表により分類し、それぞれ	それぞれ
第四項第三項	法人税等	法人税等のうち額が変動するものの変動額
第四項第四項	控除収益項目	変分控除収益項目
第四項第五項	廃炉円滑化負担金相当収益	廃炉円滑化負担金相当収益のうち額が変動するもの
第四項第六項	様式第一第四表及び様式第二第五表	様式第一第四表
第四項第七項	控除収益総括表及び控除収益明細表	控除収益総括表
第四項第八項	別表第一第一表により分類し、実績値	実績値

第六条第一項及び第六項、第十一項、第十三条第一項並びに第十四条第一項	第六項第一項から第四項まで、同条第六項、第七項、第八項第一項、第十三条第一項並びに第十四条第一項	基礎原価等項目	法人税等及び電気事業報酬のうち額が変動するもの	変分基礎原価等項目
第六条第六項、第七項及び第八項第一項	購入販売電源項目	変分購入販売電源項目		
第十一条第一項	他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）	他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）が変動するもの		
第十二条第一項	一般販売費	一般販売費（額が変動する場合に限る。）		
第十二条第二項の表並びに第十三条第一項及び同条第二項の表	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十四条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十四条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十		
第十三条第一項	預金利息	預金利息のうち額が変動するもの		
第十三条第一項	第一次追加項目	変分第一次追加項目		
第十四条第一項	貸方） 第二次追加項目	貸方）のうち額が変動するもの 変分第二次追加項目		
第十四条	第十条	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十四条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十		
第十六条第二号	含む。	含む、額が変動する場合に限る。）の変		
第十八条第一項、第六項及び第七項	料金収入	料金収入の変動分		

（変動額届出料金の算定）

第三十五条 事業者（沖縄電力を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、旧法第十九条第三項又は改正法附則第十八条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第十八条まで及び前条第一項の規定にかかわ

- らず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができ。
- 一 燃料費の変動額（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因する変動額（以下「石油石炭税変動相当額」という。）に限る。以下この条及び第三十八条において同じ。）
- 二 他社購入電源費の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条及び第三十八条において同じ。）
- 三 他社販売電源料の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条及び第三十八条において同じ。）
- 2 事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十八により特定変動額総括表を作成しなければならない。
 - 一 事業者は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた事業者にあつては、第十九条第二項第一号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。
 - 二 事業者は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた事業者にあつては、第十九条第二項第二号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。
 - 三 事業者は、他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた事業者にあつては、第十九条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定により算定された特定変動額を、送配電非関連可変費に整理し、様式第十九により特定送配電非関連費明細表を作成しなければならない。
- 4 事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この号の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。
- 5 事業者は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特定変動可変費を基に、特定需要について、様式第二十により特定送配電非関連費等計算表を作成し、様式第二十一により特定原価等集計表を作成しなければならない。
- 6 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特定変動可変費と特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第六項又は次条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。
- 7 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費、第十九条第四項の規定により整理され

殊変動固定費及び特殊変動可変費に整理された特殊変動額を、特殊変動費として整理しなければならない。

5 事業者は、送配電関連費、配電関連費及び送配電非関連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、特定需要について、様式第十五により特殊送配電関連費等計算表を作成し、様式第十六により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

6 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特殊変動費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第六項又は第三十五条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特殊変動費並びに第四項の規定により整理された特殊変動費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費及び第三十五条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあつては、一般送配電事業者の供給区域と同額の料金を設定することができる。なお、算定期間内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあつては、第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

8 事業者は、前項で定めた基準（前項ただし書きに規定する合理的な理由がある場合にあつては、当該理由を含む。以下この項において同じ。）を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

9 事業者は、第七項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金を設定する場合は、この限りでない。

10 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十項又は第三十五条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11 事業者は、第四項の規定により整理された特殊変動費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十項又は第三十五条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第十七第一表により特殊変動費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第二節 沖縄電力株式会社の特定小売供給約款に係る届出料金の算定 （届出料金に関する準用）

第三十七条 第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十条から第三十二条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとする沖縄電力が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項	原価等	届出原価等
第二条第二項	四月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあつては、前項で定める届出原価等は、事業年度ごとに（以下「期間原価等」という。）	前項で定める届出原価等は、
第三条第一項	様式第一第一表及び様式第二第一表	様式第一第一表
第三条第二項	営業費総括表及び営業費明細表	営業費総括表
第四条第一項	別表第一第一表により分類し、それぞれ	第三表
第四条第二項及び第三項	事業報酬総括表、事業報酬明細表及び一般送配電事業等に係る事業報酬明細表	事業報酬総括表
第四条第四項	別表第一第二表により分類し、それぞれ	第一号
第五条第一項	様式第一第四表及び様式第二第五表	様式第一第四表
第五条第二項	別表第一第一表により分類し、実績値	実績値
2 沖縄電力は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を期間原価等項目のうちの一部の期間原価等項目の変動額を基に変更しようとする場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。		
3 第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十条から第三十二条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第二条第一項	必要である	変動する
第二条第二項	原価等	届出原価等
	四月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあつては、前項で定める原価等	
	事業年度ごとに次条	次条
	額（以下「期間原価等」という。）	額
第三条第一項及び第二項並びに第四条第四項第五号	営業費項目	変分営業費項目
第三条第一項	法人税等	法人税等のうち額が変動するもの
	様式第一第一表及び様式第二第一表	様式第一第一表
	営業費総括表及び営業費明細表	営業費総括表
第三条第二項	別表第一第一表により分	それぞれ
第三条第二項第一号、第三号、第四号及び第六号から第十一号まで、第四条第三項第一号	算定した額	算定した変動額

及び第三号から第六号まで、 第五条第二項、並びに第三十 条第二号及び第三号		
第三条第二項第二号及び第四 条第四項第二号	得た額	得た変動額
第三条第二項第五号及び第四 条第三項第二号	額	変動額
第四条第一項	第三表並びに様式第二第三表 二表から第四表まで 事業報酬総括表、事業報 酬明細表及び一般送配電 事業等に係る事業報酬明 細表	事業報酬総括表
第四条第二項及び第三項	別表第一第一表により分第一号 類し、第一号	
第四条第二項第一号	繰延償却資産 レートベース	繰延償却資産のうち額が変動するもの 変分レートベース
第四条第四項	別表第一第二表により分 類し、それぞれ	それぞれ
第四条第四項第五号	法人税等	法人税等のうち額が変動するものの変動額
第四条第四項第五号、第五 条第一項及び第二項	控除収益項目	変分控除収益項目
第五条第一項	廃炉円滑化負担金相当 収益	廃炉円滑化負担金相当収益のうち額が変動す るもの
	様式第一第四表及び様式 第二第五表	様式第一第四表
	控除収益総括表及び控除 収益明細表	控除収益総括表
第五条第二項	別表第一第一表により分 類し、実績値	実績値
第二十条第一項及び第六項、 第二十七条第一項並びに第二 十八条第一項	期間原価等項目	第三十四条第三項において読み替えられた第 六条第一項に規定する変分期間原価等項目
第二十条第一項から第四項ま で及び第六項、第二十一条、 第二十二條第一項（各号を除 く）、第二十七條第一項並び に第二十八條第一項	基礎原価等項目	第三十四条第三項において読み替えられた第 六条第一項に規定する変分基礎原価等項目
第二十条第六項、第二十一 条及び第二十二條第一項（第二 号を除く。）	購入販売電源項目	第三十四条第三項において読み替えられた第 六条第六項に規定する変分購入販売電源項目
第二十二條第一項第一号及び 第三号	基礎原価等項目	基礎原価等項目のうち額が変動するもの
第二十二條第一項第二号	購入販売電源項目	購入販売電源項目のうち額が変動するもの

第二十五条第一項	一般販売費	一般販売費（額が変動する場合に限る。次項 において同じ。）
第二十六条	接続検討料相当額	接続検討料相当額（額が変動する場合に限 る。）の変動額
第二十七条第一項及び第二十 八条第一項	控除した額	控除した変動額
第二十七條第一項、第二項及 び第三項の表	第二十四條	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特 定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定 による変更の届出があったときは、その変更 後のもの（第三十七條第一項の規定により料 金を設定したものに限る。））（旧法第二十三 条第三項の規定による変更があったときは、 その変更後のもの）で設定した料金を算定し た際に第二十四條
第二十七條第一項及び第二項	第一次追加項目	第三十四條第三項において読み替えられた変 分第一次追加項目
第二十八條第一項	追加事業報酬の額	追加事業報酬の変動額
第二十八條第一項及び第二項	第二次追加項目	第三十四條第三項において読み替えられた変 分第二次追加項目
第二十八條	第二十四條	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特 定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定 による変更の届出があったときは、その変更 後のもの（第三十七條第一項の規定により料 金を設定したものに限る。））（旧法第二十三 条第三項の規定による変更があったときは、 その変更後のもの）で設定した料金を算定し た際に第二十四條
第三十条第二号	含む。	含む、額が変動する場合に限る。）の変動額
第三十二條第一項、第六項及 び第七項	料金収入	料金収入の変動分

（変動額届出料金の算定）

第三十八條 沖縄電力は、旧法第十九条第三項又は改正法附則第十八条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第五条まで及び第二十条から第三十二条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一 燃料費の変動額

二 他社購入電源費の変動額

三 他社販売電源料の変動額

2 沖縄電力は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十八により特定変動額総括表を作成しなければならない。

一 沖縄電力は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十三条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄

電力にあつては、第三十三条第二項第一号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

二 沖縄電力は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十三条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあつては、第三十三条第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

三 沖縄電力は、他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十三条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあつては、第三十三条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

三 沖縄電力は、前項の規定により算定された特定変動額を、送配電非開連可変費に整理し、様式第十九により特定送配電非開連費等明細表を作成しなければならない。

四 沖縄電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非開連可変費の合計額を特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十三条第四項第四号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この号の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

五 沖縄電力は、送配電非開連費について、前項の規定により整理された特定変動可変費を基に、二需要種別ごとについて、様式第二十により特定送配電非開連費等計算表を作成し、様式第二十一の二により特定原価等集計表を作成しなければならない。

六 料金は、二需要種別ごとの前項の規定により整理された特定変動可変費と特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二項第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定された当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

七 沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の需要種別原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

八 沖縄電力は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

九 沖縄電力は、第七項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合は、この限りでない。

十 沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二項第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定された当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

十一 沖縄電力は、第六項に規定する特定変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二項第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を

含む。）の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定された当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第二十二第二表により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（送配電開連費等の変動額届出料金の算定）

第三十九条 沖縄電力は、旧法第十九条第三項又は改正法附則第十八条第三項の規定により改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第五条まで及び第二十条から第三十二条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一 第三十条第二号の規定により算定された送配電開連費の変動額

二 第三十条第三号の規定により算定された配電開連費の変動額

三 他社購入電源費の変動額

四 他社販売電源料の変動額

二 沖縄電力は、前項に規定する変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じ、第三号及び第四号に掲げる額を加えて得る方法により整理した変動額（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十四により特殊変動額総括表を作成しなければならない。

一 特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要に應ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額を、一般送配電事業者が法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき算定した額及び配電事業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規定による届出をした託送供給等約款（同項の規定による変更の届出があつたときは、当該届出がされたもの）に基づき算定した額

二 特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三十条第二号又は前号の規定により算定された送配電開連費の額及び同条第三号又は前号の規定により算定された配電開連費の額

三 他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三項第二項第八号（第三十七条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十三条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあつては、第三十三条第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む、前条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあつては、前条第二項第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した料金と算定した際に第五条

四 他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条（第三十七条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十三条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあつては、第三十三条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む、前条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあつては、前条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した送電側託送供給料金変動相当額

沖縄電力は、前項の規定により算定された特殊変動額のうち同項第一号及び第二号に係る部分を送配電開連費及び配電開連費に配分し、並びに同項第三号及び第四号に係る部分を送配電非開

送配電開連費及び配電開連費に配分し、並びに同項第三号及び第四号に係る部分を送配電非開

連費に配分し、送配電非開連費に整理された特殊変動額を、第二十二条第二項において設定した基準により、送配電非開連固定費又は送配電非開連可変費に整理し、様式第十四の二により特殊送配電非開連費明細表を作成しなければならない。

4 沖縄電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により送配電非開連固定費に整理された特殊変動額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十三条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより特殊変動固定費に整理し、三需要種別ごとに、前項の規定により送配電非開連可変費に整理された特殊変動額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十三条第四項第四号（第三十七条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより特殊変動可変費に整理し、送配電開連費及び配電開連費に整理された特殊変動額並びに特殊変動固定費及び特殊変動可変費に整理された特殊変動額を、特殊変動費として整理しなければならない。

5 沖縄電力は、送配電開連費、配電開連費及び送配電非開連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、二需要種別ごとについて、様式第十五により特殊送配電開連費等計算表を作成し、様式第十六の二により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

6 料金は、二需要種別ごとの前項の規定により整理された特殊変動費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十一条第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の需要種別原価等及び特殊変動費並びに第四項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあつては、沖縄電力の供給区域と同額の料金を設定することができる。なお、算定期間内において、一般送配電事業者が託送供給に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあつては、第三十条第二号の規定により算定された送配電開連費及び同条第三号の規定により算定された配電開連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

8 沖縄電力は、前項で定めた基準（前項ただし書きに規定する合理的な理由がある場合にあつては、当該理由を含む。以下この項において同じ。）を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

9 沖縄電力は、第七項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合は、この限りでない。

10 沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十一条第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11 沖縄電力は、第四項の規定により整理された特殊変動費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十一条第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料

金収入の変動分を整理し、様式第十七第二表により特殊変動費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第四章 燃料費調整制度

（燃料費調整制度）

第四十条 事業者は、第十八条第二項及び第三項（第三十四条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第七項、第三十六条第七項、第三十二条第二項（第三十七条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第七項、前条第七項、第三十五条第七項又は前条第七項の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、次項の規定により算定される基準平均燃料価格と第三項の規定により算定される実績平均燃料価格との差額（同項の規定により算定される実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される基準平均燃料価格に一・五を乗じて得た額を超える場合にあつては、同項の規定により算定される基準平均燃料価格に〇・五を乗じて得た額）に第四項の規定により算定される基準調整単価を千で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減額（以下「調整」という。）を行わなければならない。

2 基準平均燃料価格は、改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款の認可の申請の日（第十九条又は第三十三条の規定により第十九条第一項各号に掲げる変動額又は第三十三条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた事業者にあつては、当該変更の認可を受ける前に定めていた特定小売供給約款の認可の申請の日）若しくは旧法第十九条第四項の規定により変更しようとする特定小売供給約款の届出の日において公表されている直近三月分（直近一月分を用いることができ合理的な理由があるときは、その前の直近三月分）の小売電気事業等の用に供した石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。以下「燃料」という。）ごとの円建て貿易統計価格（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百一条第一項第一号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。次項において同じ。）の平均値に、小売電気事業等の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量（メガジュールで表した量）をいう。以下同じ。）を当該燃料の一キログラム当たりの発熱量で除して得た値（石油にあつては、一）に原価算定期間において小売電気事業等の用に供する当該燃料の発熱量が当該期間において小売電気事業等の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合を乗じて算定した値であつて、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たもの（次項において「換算係数」という。）を乗じて得た額を合計した額とする。

3 実績平均燃料価格は、調整を行う月の五月前月から三月前までの期間において小売電気事業等の用に供した燃料ごとの円建て貿易統計価格の平均値に、換算係数を乗じて得た額の合計額とする。

4 基準調整単価は、千円を単位として調整すべきキロワット時当たりの単価として、原価算定期間において小売電気事業等の用に供する燃料ごとの発熱量の総和を小売電気事業等の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量で除して得た値を当該期間における販売電力量で除して得た値を基に契約種別ごとに定めた単価であつて、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たものとする。

（離島供給に係る燃料費調整制度）

第四十一条 事業者は、第十八条第二項及び第三項（第三十四条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第七項、第三十六条第七項、第三十二条第二項（第三十七条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第七項、第三十九条第七項、第三十五条第七項又は第三十八条第七項の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、託送料金算定規則第三十二条第一項の規定に基づき算定された額により、増額又は減額を行うことができる。

附則

（施行期日）

1 この省令は、改正法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（一般電気事業供給約款料金算定規則の廃止）

2 一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）は、廃止する。

附 則 （平成二八年九月三〇日経済産業省令第九四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

附 則 （平成二九年三月一四日経済産業省令第一三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月三一日経済産業省令第三二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二九年九月二八日経済産業省令第七七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

（算定規則の一部改正に伴う特定小売供給約款で設定する料金の算定に関する経過措置）

第九条 第六条の規定による改正後の算定規則第三十六条及び第三十九条の規定は、改正法附則第十八条第一項又は同附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（以下この条において「旧法」という。）第十九条第三項の規定により改正法附則第十八条第三項の規定により同条第一項の認可を受けたものとみなされた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定する料金を変更しようとするみなし小売電気事業者（電気事業法施行規則等の一部を改正する等の省令（令和四年経済産業省令第二十四号）第十二条の規定による改正前のみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第十六条第二号及び第三号（同令第三十四条第一項及び第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定により送配電関連費及び配電関連費を算定したみなし小売電気事業者を除く。）が、送配電関連費及び配電関連費に相当する費用の変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、算定規則第三十六条中「第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費」とあるのは「送配電関連費に相当する費用」と、「第十六条第三号の規定により算定された配電関連費」とあるのは「配電関連費に相当する費用」と読み替えるものとする。

附 則 （平成三〇年三月三〇日経済産業省令第一五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年五月一日経済産業省令第二六号）

この省令は、平成三十年五月一日から施行する。

附 則 （令和元年五月七日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和二年三月三一日経済産業省令第二九号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年三月一〇日経済産業省令第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年三月三一日経済産業省令第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年三月三一日経済産業省令第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年二月一日経済産業省令第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）から施行する。

附 則 （令和五年三月二八日経済産業省令第一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （令和五年二月六日経済産業省令第四八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年十一月十三日から施行する。

附 則 （令和六年三月二九日経済産業省令第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

様式第1（第3条、第4条、第5条、第34条、第37条関係）

（略）

様式第2（第3条、第4条、第5条関係）

（略）

様式第3（第6条第3項、第20条第3項関係）

（略）

(記載注意) 様式第1の注1及び2と同様とすること。

(記載注意) 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第5（第8条第1項）
（略）
様式第5の2（第22条第1項関係）
（略）
様式第6（第9条第3項関係）

様式第6（第9条第3項関係）

送配電非関連需要明細表					
	最大電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電等量 (10 ⁶ kWh)	口数
		夏期	冬期		
非 特 定 需 要					
特 定 需 要					
合 計					

様式第6の2（第23条第3項関係）

様式第6の2（第23条第3項関係）

送電非関連需要明細表					
	最大電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電等量 (10 ⁶ kWh)	口数
		夏期	冬期		
非 特 定 需 要					
特 定 高 圧 需 要					
特 定 低 圧 需 要					
合 計					

様式第7(第16条関係)

送配電非関連費及び送配電関連費等計算表

(単位：千円)

		送配電非関連費									送配電関連費	配電関連費	合計				
		固定費			可変費			需要家費			託送供給費用相当額	託送供給費用相当額					
		固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	計	計	固有	追加	送配電関連費	配電関連費	計
初年度	特 定 需 要																
二年度	特 定 需 要																
三年度	特 定 需 要																
原価算定期間計																	

(記載注意)

固有の欄には第10条第2項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第15条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を、記載すること。

法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第7の2(第30条関係)

送配電非関連費及び送配電関連費等計算表

(単位：千円)

		送配電非関連費									送配電関連費	配電関連費	合計				
		固定費			可変費			需要家費			託送供給費用相当額	託送供給費用相当額					
		固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	計	計	固有	追加	送配電関連費	配電関連費	計
特定高圧需要	初 年 度																
	二 年 度																
	三 年 度																
	原価算定期間計																
特定低圧需要	初 年 度																
	二 年 度																
	三 年 度																
	原価算定期間計																

(記載注意)

固有の欄には第24条第2項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要家費を、追加の欄には第29条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費を、記載すること。

法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第8(第18条第7項、第32条第7項関係)
第1表

特定需要原価等と料金収入の比較表											(単位：千円)
		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ³ kWh)	単価 (円／kWh)	想定料金 収 入	
初年度	特 定 需 要										
二年度	特 定 需 要										
三年度	特 定 需 要										
原価算定期間計											

(記載注意)
様式第1の注1及び2と同様とすること。
法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価(円／kWh)の記載を省略することができる。

第2表

		需要種別原価等と料金収入の比較表							(単位：千円)	
		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ³ kWh)	単価 (円／kWh)	想定料金 収 入
特定高 圧需要	初 年 度									
	二 年 度									
	三 年 度									
		原価算定期間計								
特定低 圧需要	初 年 度									
	二 年 度									
	三 年 度									
		原価算定期間計								

(記載注意)
様式第1の注1及び2と同様とすること。
法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価(円／kWh)の記載を省略することができる。

様式第8(第18条第7項、第32条第7項関係)

様式第9(第19条第2項、第33条第2項関係)
(略)

様式第10（第19条第3項、第33条第3項関係）
特別送配電非関連費明細表
(単位：千円)

項 目	可 変 費
燃料費	
使用済燃料再処理等拠出金発電費	
特定放射性廃棄物処分費	
原子力発電施設解体費	
他社購入電源費	
他社販売電源料	
事業税	
合 計	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第11（第19条第5項、第33条第5項関係）
特別送配電非関連費計算表
(単位：千円)

	可 変 費
特別送配電非関連費	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第12（第19条第5項関係）
特別原価等集計表

(単位：千円)

	可 変 費
特定需要	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第12の2（第33条第5項関係）
特別原価等集計表

(単位：千円)

	可 変 費
特定高圧需要	
特定低圧需要	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第13（第19条第11項、第33条第11項関係）
第1表

特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表										(単位：千円)
		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ³ kWh)	単価 (円／kWh)	想定料金 収 入
初年度	特 定 需 要	()					()		()	()
二年度	特 定 需 要								()	
三年度	特 定 需 要								()	
原価算定期間計			()				()		()	()

(記載注意)
特定需要の()内には、特別変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。
法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価(円／kWh)の記載を省略することができる。

第2表

特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表										(単位：千円)
		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ³ kWh)	単価 (円／kWh)	想定料金 収 入
特定高 圧需要	初 年 度								()	
	二 年 度		()				()		()	()
	三 年 度								()	
	原価算定期 間 計		()				()		()	()
特定低 圧需要	初 年 度								()	
	二 年 度		()				()		()	()
	三 年 度								()	
	原価算定期 間 計		()				()		()	()

(記載注意)
特定高圧需要及び特定低圧需要の()内には、特別変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。
法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価(円／kWh)の記載を省略することができる。

様式第14（第36条第2項、第39条第2項関係）
特殊変動額総括表

		(単位：千円)		
		項 目	変 動 金 額	備 考
初年度		送配電関連費		
		配電関連費		
		原子力廃止関連仮勘定償却費		
		他社購入電源費		
二年度		他社販売電源料		
		送配電関連費		
		配電関連費		
		原子力廃止関連仮勘定償却費		
三年度		他社購入電源費		
		他社販売電源料		
		送配電関連費		
		配電関連費		
原価算 定期間 計		原子力廃止関連仮勘定償却費		
		他社購入電源費		
		他社販売電源料		
		送配電関連費		

原価算定期間を、 年 月 から 年 月 までの 年 として算定した。
法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において
託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合にあっては、
年度ごとに作成すること。

様式第14の2（第36条第3項、第39条第3項関係）
特殊送配電非関連費明細表

(単位：千円)		
項 目	固 定 費	可 変 費
原子力廃止関連仮勘定償却費		
他社購入電源費		
他社販売電源料		
合 計		

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第15（第36条第5項、第39条第5項関係）
特殊送配電関連費等計算表

		(単位：千円)
		変 動 費
初年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
二年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
三年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
原価算 定期間 計	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。
法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において
託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合にあっては、
年度ごとに作成すること。

様式第16（第36条第5項関係）
特殊原価等集計表

（単位：千円）

	変 動 費
特定需要	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第16の2（第39条第5項関係）
特殊原価等集計表

（単位：千円）

	変 動 費
特定高圧需要	
特定低圧需要	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第17（第36条第1項、第39条第1項関係）

第1表

		特定変動費と料金収入の変動額の注釈表					(単位：千円)		
		固定費	可変費	調整固定費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10万kWh)	固定料金 (円/kWh)
前年度	特定変動費				()	()		()	
二年度	特定変動費	()	()	()	()	()	()	()	()
三年度	特定変動費				()	()		()	
原価算定期間計		()	()	()	()	()	()	()	()

〔記載注意〕
特定変動費の（ ）内には、特定変動費に係る費用等を内数として記載すること。
送配電関連費と配電関連費を定める範囲内において、送配電等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合には、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）の記載を省略することができる。

第2表

		特定変動費と料金収入の変動額の注釈表					(単位：千円)		
		固定費	可変費	調整固定費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10万kWh)	固定料金 (円/kWh)
特定低圧顧客	前年度				()	()		()	
	二年度	()	()	()	()	()	()	()	()
	三年度				()	()		()	
	原価算定期間計	()	()	()	()	()	()	()	()
	四年度				()	()		()	
特定低圧顧客	二年度	()	()	()	()	()	()	()	()
	三年度				()	()		()	
	原価算定期間計	()	()	()	()	()	()	()	()
	四年度				()	()		()	

〔記載注意〕
特定低圧顧客及び特定低圧顧客の（ ）内には、特定変動費に係る費用等を内数として記載すること。
送配電関連費と配電関連費を定める範囲内において、送配電等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合には、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）の記載を省略することができる。

様式第18（第35条第2項、第38条第2項関係）

特定変動額総括表

		(単位：千円)	
項目	変動金額	備考	
燃料費			
他社購入電源費			
他社販売電源料			
合計			

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。
(記載注意)
変動金額の欄は、石油石炭税相当額の変動に係るものを整理すること。

(1) 燃料費

		(単位：千円)	
項目	変動金額	備考	
火力燃料費			
石炭費			
燃料油費			
ガス費			
その他			
合計			

様式第19（第35条第3項、第38条第3項関係）
特定送配電非関連費明細表（単位：千円）

項 目	可 変 費
燃料費	
他社購入電源費	
他社販売電源料	
合 計	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第20（第35条第5項、第38条第5項関係）
特定送配電非関連費計算表（単位：千円）

	可 変 費
特定送配電非関連費	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第21（第35条第5項関係）
特定原価等集計表

(単位：千円)

	可 変 費
特定需要	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第21の2（第38条第5項関係）
特定原価等集計表

(単位：千円)

	可 変 費
特定高圧需要	
特定低圧需要	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

原子力損害賠償資金補助法一般負担金	原子力損害賠償資金補助法一般負担金	火災保険、運送保険等損害保険契約に基づいて支払う保険料を、部門別に整理する。	和36年法律第148号）の規定による補償料を整理する。
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	原賠・廃炉等支援機構一般負担金	原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律（平成26年法律第133号）第4条第1項の一般負担金を整理する。	
普及開発関係費	販売関係普及開発関係費	電気の使用合理化、新規需要開発及びせん用防止に関する費用（雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑損を除く。）を含む。）を整理する。	
養成費	一般普及開発関係費 研修施設運営費	事業に関する一般的啓蒙宣伝に関する費用（雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑損を除く。）を含む。）を整理する。	
研究費	その他養成費 社内研究費	上記以外の養成事業のための費用を整理する。雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑損を除く。）で研究のためのものを整理する。	
諸費	委託研究費 通信運搬費	電信電話料、郵送料、請負運搬費等（厚生費、「廃棄物処理費」、「修繕費」、「補償費」、「普及開発関係費」、「養成費」、「研究費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く。以下この「諸費」において同じ。）を整理する。	
貸倒損	旅費 寄付金 団体費 その他諸費 貸倒損引当額	出張、転勤等により支給する車船賃、宿泊費、日当等を整理する。 諸会費及び事業団体費等を整理する。 上記以外の諸費を整理する。	
固定資産税	貸倒損発生額	「電灯料」、「電力料」、「他社販売電力料」、「託送収益」及び「電気事業雑収益」に関する債権の貸倒損を整理する。	

減価償却費	雑税	設備ごとに普通償却費を整理する。
普通償却費	雑税	設備ごとに普通償却費を整理する。
特別償却費		租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づき減価償却を行う場合にその額を設備ごとに整理する。
試運転償却費		建設中の電気事業固定資産の試運転に伴う減価償却相当額を発電等設備ごとに整理する。
固定資産除却費	除却損	設備ごとに除却損を整理する。
除却費用	除却費用	設備ごとに除却費用を整理する。
廃炉抛出金費	再処理法第11条第2項に規定する廃炉抛出金を整理する。	
共有設備費等分担額	共有設備費等分担額	
共有設備費等分担額（貸方）	共有設備費等分担額（貸方）	
他社購入電力料	他社購入電源費	
建設分担保連費振替額（貸方）	非化石証書購入費	
建設分担保連費振替額（貸方）	建設分担保連費振替額（貸方）	
附帯事業営業費用分担連費振替額（貸方）	附帯事業営業費用分担連費振替額（貸方）	
原子力廃止関連仮勘定償却費	原子力廃止関連仮勘定償却費	
電源開発促進税	電源開発促進税	
事業税	事業税	
開発費	開発費	
開発費償却	開発費償却	
電力費振替勘定（貸方）	建設工事用	
電力費振替勘定（貸方）	附帯事業用	
株式交付費	株式交付費	
株式交付費償却	株式交付費償却	
社債発行費	社債発行費	

社債発行費 償却	社債発行費償却	
法人税等	法人税	
電気事業報酬	電気事業報酬	
他社販売電力料	他社販売電源料	
託送収益	その他託送収益	
賠償負担金 相当収益	賠償負担金相当収益	
廃炉円滑化 負担金相当 収益	廃炉円滑化負担金相当収益	
電気事業雑 収益	契約超過金	
	違約金	
	諸貸付料	
	受託運転益	
	器具販売益	
	受託工事益	
	広告料	
	供給雑収	
	雑口	
預金利息	預金利息	

第2表 レポートベース分類表	内訳及び明細項目	備考
特定固定資産	水力発電設備	帳簿価額の増減が明確になるように区分して整理する。
	火力発電設備	同上
	原子力発電設備	同上
	新エネルギー等発電等設備	同上
	送電設備	同上
	変電設備	同上
	配電設備	同上
	業務設備	同上
建設中の資産	水力発電設備	帳簿価額の増減が明確になるように区分して整理する。
	火力発電設備	同上
	原子力発電設備	同上
	新エネルギー等発電等設備	同上
	送電設備	同上
	変電設備	同上

別表第2（第6条、第20条関係）

第1表

一般管理費等及び販売費の整理の基準

使用済燃料再 処理関連加 工仮勘定	配電設備 業務設備	同上
核燃料資産	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	同上
装荷以前の核燃料資産	装荷中核燃料、加工中核燃料、半製品核燃料及び完成核燃料について帳簿価額の増減が明確になるように区分して整理する。	
再処理関係核燃料資産	再処理核燃料のうち有用物質対応分の帳簿価額の増減が明確になるように区分して整理する。	
特定投資	特定投資	
運転資本	営業資本	
繰延償却資産	貯蔵品	
	株式交付費	
	社債発行費	
	開発費	

一般管理費等及び販売費の整理の基準

1. 一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の各部門（水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費）への整理の基準

(1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、各部門に直接整理（以下「直課」という。）すること。

(2) (1) の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準（代表的な物量若しくは金額の比率をいう。以下同じ。）又は配賦基準（他の基礎原価等項目において整理済みの物量若しくは金額の比率をいう。以下同じ。）を用いて整理すること。

2. 販売費の離島等供給費及び非離島等供給費への整理の基準（沖縄電力に限る。）

(1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島等供給費又は非離島等供給費に直課すること。

(2) (1) の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第4表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

3. 離島等供給費及び非離島等供給費へ整理された販売費（沖縄電力以外のみなし小売電気事業者にあつては販売費）の給電費、需要家費及び一般販売費への整理の基準

(1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、給電費、需要家費又は一般販売費に直課すること。

(2) (1) の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

4. 給電費、需要家費及び一般販売費のネットワーク費用及び非ネットワーク費用への整理の基準（沖縄電力に限る。）

(1) 3. により給電費、需要家費及び一般販売費へ整理された基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、それぞれ、ネットワーク給電費、ネットワーク需要家費若しくはネットワーク一般販売費又は非ネットワ

一般管理費等 (第1表1.(2) 関係)		役員給与	活動帰属基準 直課された各部 門人員数比	配賦基準	販売費並びに給電費、需要費及び一般販売費 (第1表3.(2) 及び4.(2) 関係)	
給料手当	同上	給料手当振替 額(貸方)	同上	同上	同上	同上
退職給与金	同上	厚生費	同上	同上	同上	同上
雑給	同上	消耗品費	同上	同上	同上	同上
修繕費	各部門業務用建 物床面積比 (建物につい ては、自己所 有物件及び賃 借物件とす る。)	同上	同上	同上	同上	同上
補償費	同上	直課された各部門補償費 比	同上	同上	同上	同上
賃借料	各部門業務用建 物床面積比 (建物につい ては、賃借物 件に限る。)	同上	同上	同上	同上	同上
委託費	同上	各部門業務用建物床面積 比(建物については、 自己所有物件及び賃借 物件とする。)	同上	同上	同上	同上

損害保険料	普及開発関係費		養成費	研究費	諸費	貸倒損	固定資産税
―	―	直課された各部門損害保険料比	―	直課された各部門人員数比	―	―	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）
―	―	各部門原価比（当該各部門原価のうち電気事業報酬の額については、特別関係事業者（一般送配電事業者である者に限り、）がある場合を除き、第四条第二項第二号又は同条第三項第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額を内容ごとに一般送配電事業等に係る各部門設備別帳簿価額比で整理し、総電気事業報酬額から当該一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額を控除した額を内容ごとに各部門設備別帳簿価額比（各部門設備については、一般送配電事業等に係る各部門設備を除く。）で整理して得た額を用いるものとする。「附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）」及び「法人税等」において同じ。）又は直課された各部門普及開発関係費比	―	直課された研究費比	直課された各部門人員数比	―	―
―	―	―	直課された人員数比	―	―	直課された貸倒損比	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）
直課された人員数比	―	―	―	直課された人員数比	同上	―	―

雑税	有物件に限る。	直課された各部門雑税支出額比	直課された人員数比
減価償却費	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	直課された人員数比
固定資産除却費	同上	同上	直課された人員数比
共有設備費等分担額			
共有設備費等分担額（貸方）			
建設分担関連費振替額（貸方）	直課された各部門設備別帳簿原価比		直課された人員数比
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）		各部門原価比	同上
開発費	各部門研究費比		研究費比
開発費償却	同上		同上
株式交付費	各部門設備別帳簿原価比		直課された人員数比
株式交付費償却	同上		同上
社債発行費	同上		同上
社債発行費償却	同上		同上
法人税等			同上
電気事業報酬		各部門原価比	同上

第3表
水力・火力・新エネルギー等発電等費の整理の基準

1. 水力・火力・新エネルギー等発電等費の離島等供給費及び非離島等供給費への整理の基準

（1）基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島等供給費又は非離島等供給費に直課すること。

役員給与	活動帰属基準	販売費（第1表2.（2）関係）	配賦基準
給料手当	直課された人員数比	直課された人員数比	
給料手当振替額（貸方）	同上	同上	
退職給与金	同上	同上	
委託集金費	同上	契約口数比	
厚生費	同上	直課された人員数比	
雑給	同上	同上	
消耗品費	同上	同上	
修繕費	活動等設備の認可出力比	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	
水利使用料	発電設備の認可出力比		
補償費	発電等設備の箇所数比		直課された人員数比
賃借料	発電等設備の認可出力比	業務用建物床面積比（建物については、賃借建物に限る。）	
委託費	発電等設備の認可出力比		業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）

第4表
活動帰属基準、配賦基準分類表

（2）（1）の整理により難しい基礎原価等項目ごとの額を、第4表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

2. 非離島等供給費へ整理された水力・火力・新エネルギー等発電等費のアンシラリーサービス費及びアンシラリーサービス費への整理の基準

非離島等供給費へ整理された水力・火力・新エネルギー等発電等費を、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費又は非アンシラリーサービス費に整理すること。

電気事業報酬	法人税等	社債発行費償却	社債発行費	株式交付費償却	株式交付費	開発費	開発費償却	附帯事業営業費用 分担関連費振替 額（貸方）	建設分担関連費振 替額（貸方）	共有設備費等分担 額（貸方）	共有設備費等分担 額	固定資産除却費	減価償却費	雑税	固定資産税	貸倒損	諸費	研究費	養成費	普及開発関係費	損害保険料
｜	｜	同上	同上	同上	発電等設備 の帳簿原 価比	｜	｜	｜	発電等設備 の帳簿原 価比	｜	｜	同上	発電等設備 の帳簿原 価比	｜	発電等設備 の帳簿原 価比	｜	｜	｜	｜	｜	｜
発電等設備の帳 簿価額比	発電等設備の帳 簿原価比	｜	｜	｜	｜	同上	同上	発電等設備の帳 簿原価比	｜	同上	発電等設備の帳 簿原価比	｜	｜	発電等設備の帳 簿原価比	｜	同上	同上	同上	同上	発電等設備の帳 簿原価比	発電等設備の箇 所数比
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	同上	業務用建物床面積 比（建物につい ては、自己所有 建物に限る。）	｜	業務用建物床面積 比（建物につい ては、自己所有 建物に限る。）	｜	業務用建物床面積 比（建物につい ては、自己所有 建物に限る。）	契約口数比	｜	｜	直課された人員数 比	契約口数比	｜
同上	同上	同上	同上	同上	直課された人 員数比	研究費比	同上	同上	直課された人 員数比	｜	｜	｜	直課された人 員数比	｜	｜	同上	直課された人 員数比	｜	｜	｜	直課された人 員数比